第3章 地域特性

3.1 社会的状况

(1) 人口及び産業の状況

ア 人口及び世帯数

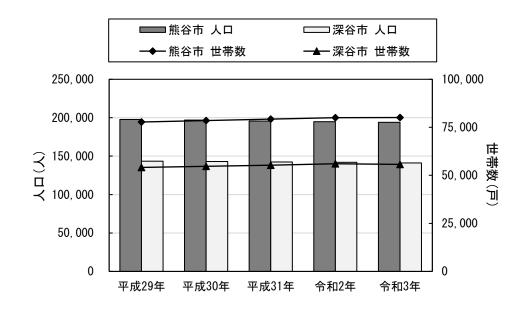
対象事業実施区域及びその周囲における人口及び世帯数の推移は、表 3.1-1 及び図 3.1-1 に示すとおりである。熊谷市及び深谷市ともに人口は減少傾向、世帯数は熊谷市では増加傾向にあり、深谷市においては微増傾向にある。

表 3.1-1 人口及び世帯数の推移

		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
熊谷市	人口(人)	197,659	196,779	195,717	194,830	194,034
	世帯数(戸)	77,746	78,530	79,212	79,971	80,107
深谷市	人口(人)	143,315	143,006	142,319	141,911	141,171
	世帯数(戸)	54,103	54,665	55,245	56,021	55,734

注)各年1月1日現在

出典:「埼玉県推計人口(月報データ)」(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)



出典:「埼玉県推計人口(月報データ)」(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)
図 3.1-1 人口及び世帯数の推移

イ 産業

対象事業実施区域及びその周囲における産業別事業所数は表 3.1-2 に、産業別従業者 数は表 3.1-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する熊谷市では、事業所数は 8,140 であり、卸売業、小売業の割合が最も高く、次いで宿泊業、飲食サービス業となっている。従業者数は 82,550 人であり、卸売業、小売業の割合が最も高く、次いで製造業となっている。

深谷市では、事業所数は 5,369 であり、卸売業、小売業の割合が最も高く、次いで宿泊業、飲食サービス業が高くなっている。従業者数は、55,344 人であり、製造業の割合が最も高く、次いで卸売業、小売業が高くなっている。

表 3.1-2 産業別事業所数(平成28年)

及 3.1 2 / 注水// 算术//				
市名	熊名	市	深名	市
項目	事業所数	構成比(%)	事業所数	構成比(%)
総数	8,140	100.0	5,369	100.0
農業・林業	24	0.3	58	1.1
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	-	-
建設業	838	10.3	597	11.1
製造業	579	7.1	552	10.3
電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.1	6	0.1
情報通信業	62	0.8	12	0.2
運輸業、郵便業	194	2.4	177	3.3
卸売業、小売業	2,152	26.4	1,327	24.7
金融業、保険業	150	1.8	54	1.0
不動産業、物品賃貸業	391	4.8	255	4.7
学術研究、専門・技術サービス業	347	4.3	150	2.8
宿泊業、飲食サービス業	1,017	12.5	644	12.0
生活関連サービス業、娯楽業	777	9.5	496	9.2
教育、学習支援業	318	3.9	155	2.9
医療、福祉	665	8.2	480	8.9
複合サービス事業	42	0.5	33	0.6
サービス業(他に分類されないもの)	578	7.1	373	6.9
> = \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	0.0	, , _	0.0	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

注)端数処理を行っているため、構成比の合計が100%にならない場合がある。

出典:「令和2年(2020年)埼玉県統計年鑑」(令和3年7月閲覧、埼玉県統計年鑑)

表 3.1-3 産業別従業者数(平成28年)

市名	熊名	市	深名	市(
項目	従業者数(人)	構成比(%)	従業者数(人)	構成比(%)
総数	82,550	100.0	55,344	100.0
農業・林業	219	0.3	755	1.4
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	4	0.0	-	-
建設業	4,978	6.0	3,200	5.8
製造業	13,912	16.9	14,452	26.1
電気・ガス・熱供給・水道業	201	0.2	142	0.3
情報通信業	731	0.9	103	0.2
運輸業、郵便業	5,253	6.4	4,166	7.5
卸売業、小売業	17,724	21.5	11,164	20.2
金融業、保険業	2,605	3.2	668	1.2
不動産業、物品賃貸業	1,371	1.7	891	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	2,118	2.6	602	1.1
宿泊業、飲食サービス業	7,547	9.1	4,777	8.6
生活関連サービス業、娯楽業	3,702	4.5	2,059	3.7
教育、学習支援業	2,504	3.0	1,135	2.1
医療、福祉	10,725	13.0	7,492	13.5
複合サービス事業	545	0.7	434	0.8
サービス業(他に分類されないもの)	8,411	10.2	3,304	6.0

注)端数処理を行っているため、構成比の合計が100%にならない場合がある。

出典:「令和2年(2020年)埼玉県統計年鑑」(令和3年7月閲覧、埼玉県統計年鑑)

(2) 土地利用の状況

ア 地目別土地利用

対象事業実施区域及びその周囲における地目別土地面積は、表 3.1-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する熊谷市では、田の割合が最も高く、次いで宅地の割合が 高い。また、深谷市では畑の割合が最も高く、次いで宅地の割合が高い。

市名 項目 牧場 原野 雑種地 総数 \mathbb{H} 畑 宅地 池沼 山林 熊谷市 | 面積(ha) | 13,891.0 | 3,748.0 | 2,538.9 | 3,630.3 30.7 456.3 36.0 3.450.7 比率(%) 27.0 100 18.3 26.1 0.2 3.3 0.3 24.8 38.3 深谷市 | 面積(ha) | 10,952.6 | 1,739.0 | 4,799.8 | 3,296.1 390.3 0.7 684.7 3.6 比率(%) 15.9 0.0 0.0 0.3 100 43.8 30.1 3.6 6.3

表 3.1-4 地目別土地面積(平成31年)

注1)1月1日現在

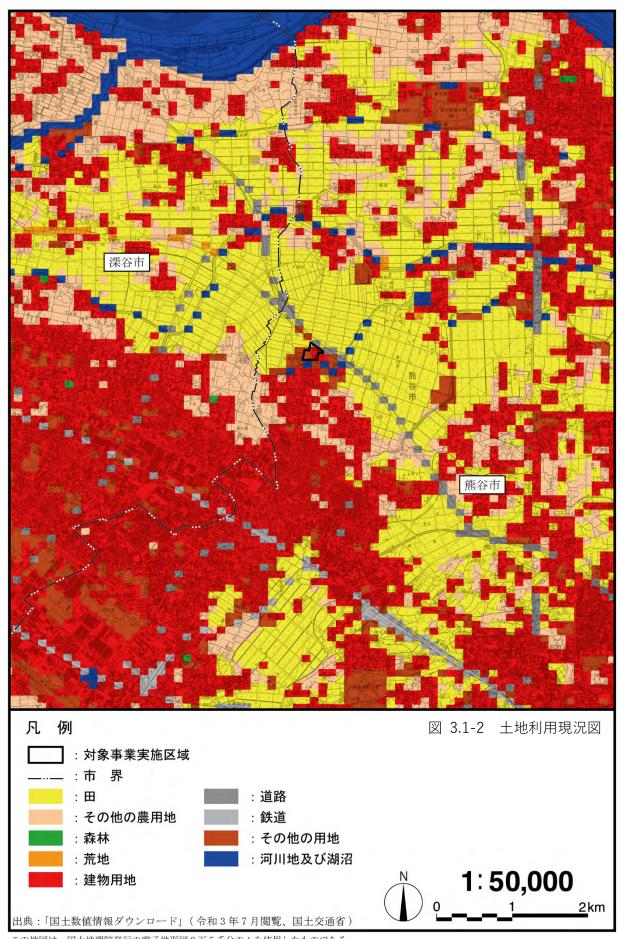
- 注2)固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。
- 注3)「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。
- 注4)墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地等は、本表には含まれない。

出典:「令和2年(2020年)埼玉県統計年鑑」(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

イ 土地利用現況

対象事業実施区域及びその周囲における土地利用現況図は、図 3.1-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、建物用地として利用されている。対象事業実施区域の北側は主に田として利用されており、南側は主に建物用地として利用されている。

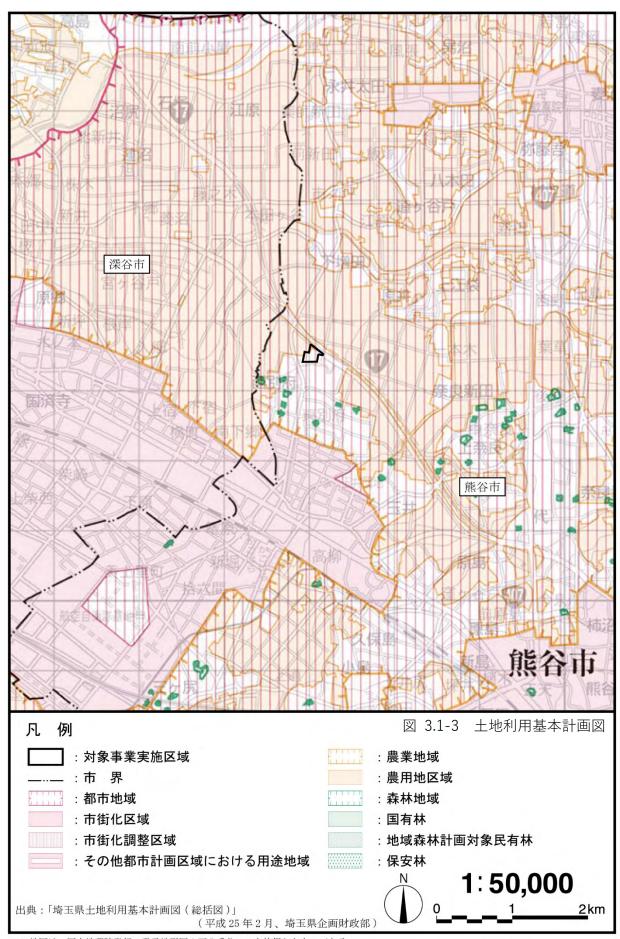


この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

ウ 土地利用計画

対象事業実施区域及びその周囲における国土利用計画法に基づく土地利用基本計画図は、図 3.1-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲のほとんどが市街化調整区域及び農用地区域となっている。



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

工 都市計画区域

対象事業実施区域及びその周囲における都市計画区域の面積は表 3.1-5 に、都市計画図は図 3.1-4 に示すとおりである。

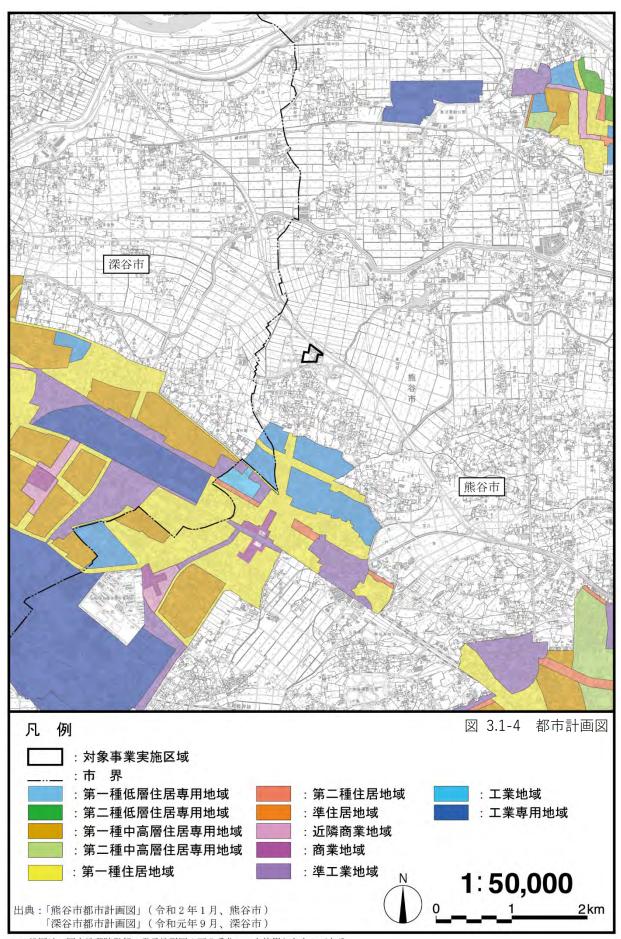
対象事業実施区域は、用途地域の定めのない区域となっている。

表 3.1-5 都市計画区域面積

単位:ha

項目	都市計画区域				都市計画区	
	区型五律	市街化区域	用途地域	市街化調整	非線引白地	域外
市名	区画面積	面積	面積	区域	非 椒竹日地	以グト
熊谷市	15,988	2,638	2,638	13,350	0	0
深谷市	12,494	1,749	1,931	9,163	1,399	1,343

出典:「令和2年度 埼玉の土地」(令和2年10月、埼玉県)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

(3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

ア 水利用の状況

(ア) 河川及び湖沼の分布

対象事業実施区域及びその周囲の河川等の分布は、図 3.1-5 に示すとおりである。 対象事業実施区域の周囲には、南側に別府沼、北側には利根川、小山川、福川が流れている。

(イ) 上水道

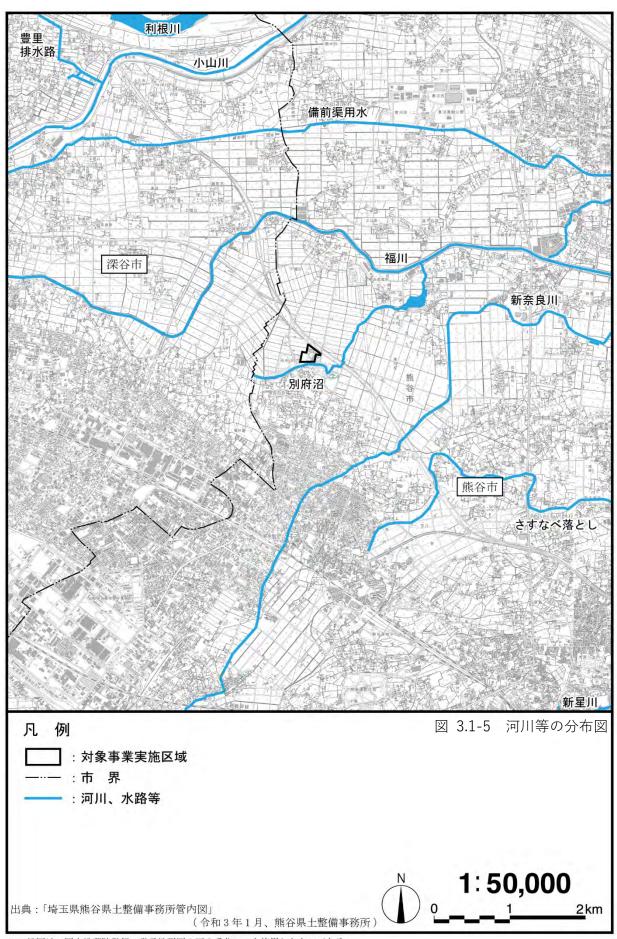
対象事業実施区域及びその周囲における上水道の状況は、表 3.1-6 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する熊谷市における上水道の普及率は、99.1%である。また、深谷市における上水道の普及率は 99.1%である。

表 3.1-6 上水道の状況

市名	行政区域内総人口(人)	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	普及率(%)
熊谷市	194,246	191,945	192,188	99.1
深谷市	141,803	141,231	140,508	99.1

出典:「埼玉県の水道(令和2年度)」(令和3年3月、埼玉県保健医療部生活衛生課)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

(ウ) 漁業権

対象事業実施区域及びその周囲における漁業権の状況は、表 3.1-7 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の利根川及び福川において漁業権が設定されている。

表 3.1-7 漁業権の状況

免許番号	漁業権魚種	漁場の位置	漁業権者(漁業協同組合)
共第4号	うぐい、おいかわ、こい、	深谷市、熊谷市、行田市、	埼玉中央漁業協同組合
	ふな、うなぎ、どじょう、	皆野町、美里町、本庄市、	秩父漁業協同組合
	わかさぎ、なまず	上里町、神川町、長瀞町	児玉郡市漁業協同組合
共第8号	あゆ、ます類、うぐい、	本庄市、熊谷市、行田市、	児玉郡市漁業協同組合
	おいかわ、こい、ふな、	羽生市、加須市、上里町、	埼玉中央漁業協同組合
	うなぎ、どじょう、	神川町、上里町、	埼玉県北部漁業協同組合
	わかさぎ、なまず	群馬県伊勢崎市、太田市、	東毛漁業協同組合
		佐波郡玉村町、	(群馬県)
		邑楽郡明和町、千代田町、	烏川漁業協同組合
		大泉町、板倉町、藤岡市	(群馬県)

出典:「環境アセスメントデータベース EADAS」(令和3年7月閲覧、環境省)

「埼玉の水産/埼玉県内の漁業権免許状況」(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

(工) 地下水

熊谷市及び深谷市が含まれる埼玉県北部地域の地下水採取量は、表 3.1-8 に示すとおりである。

地下水採取量は、令和元年では水道用が最も多く、次いで工業用が多い。

表 3.1-8 埼玉県北部地域の地下水採取量

単位:千m³/日

年項目	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
水道用	126.5	127.1	123.3
建築物用	3.5	3.1	3.5
工業用	39.6	47.1	41.1
農業用	3.8	3.9	3.3
水産用	4.1	3.8	4.0
非常災害	5.4	5.4	7.3
その他	3.9	3.7	2.1
計	186.8	194.1	184.6

注)四捨五入の関係により合計があわない場合がある。

出典:「令和2年版埼玉県環境白書」(令和2年12月、埼玉県)

(4) 交通の状況

ア道路

(ア) 道路網

対象事業実施区域及びその周囲における道路網は、図 3.1-6 に示すとおりである。 対象事業実施区域の北側に一般国道 17 号深谷バイパスが、西側に一般県道の新堀尾 島線が通っている。

対象事業実施区域の周囲には一般国道 407 号のほか、主要地方道である本庄妻沼線、 深谷東松山線、一般県道である太田熊谷線、由良深谷線、深谷飯塚線、弁財深谷線、原 郷熊谷線、葛和田新堀線、美土里町新堀線、篭原停車場線が通っている。

(イ) 交通量

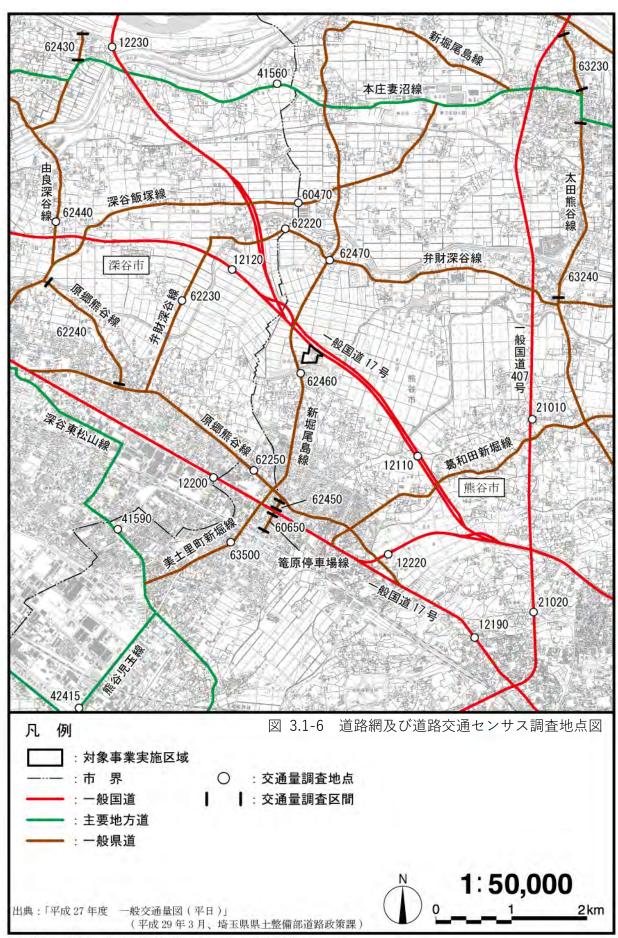
対象事業実施区域及びその周囲における道路交通センサス一般交通量の調査結果は表 3.1-9 に、調査地点は、図 3.1-6 に示すとおりである。

表 3.1-9 道路交通センサス一般交通量調査結果

豆胆桑 旦	四友 约 夕	六语昌沺木扯占	24時間自動車類交通量(台)		
区間番号	路線名	交通量調査地点	小型車	大型車	合計
12110	一般国道17号	熊谷市上奈良616-4	23,506	14,964	38,470
12120	一般国道17号	深谷市東方559	15,525	6,594	22,119
12190	一般国道17号	熊谷市新島186	13,283	869	14,152
12200	一般国道17号	深谷市幡羅町1-7	17,598	2,682	20,280
12220	一般国道17号	熊谷市玉井1154	10,604	2,043	12,647
12230	一般国道17号	深谷市高島112	16,256	11,681	27,937
21010	一般国道407号	熊谷市中奈良752-1	19,981	5,310	25,291
21020	一般国道407号	熊谷市原島459	19,050	6,444	25,494
41560	本庄妻沼線	深谷市江原69	6,240	1,341	7,581
41590	深谷東松山線	熊谷市新堀新田621	14,458	1,642	16,100
42415	熊谷児玉線	熊谷市三ケ尻3643	8,127	1,871	9,998
60470	深谷飯塚線	熊谷市市ノ坪419	5,532	1,602	7,134
60650	篭原停車場線	_	4,878	390	5,268
62220	弁財深谷線	深谷市本田ケ谷40-3	1,404	88	1,492
62230	弁財深谷線	深谷市東方1275-1	11,137	2,847	13,984
62240	原郷熊谷線	_	6,650	931	7,581
62250	原郷熊谷線	深谷市東方3344-2	10,236	547	10,783
62430	由良深谷線	_	3,208	436	3,644
62440	由良深谷線	深谷市明戸604	3,174	225	3,399
62450	新堀尾島線	_	16,001	1,151	17,152
62460	新堀尾島線	熊谷市西別府2257-1	9,764	1,278	11,042
62470	新堀尾島線	熊谷市下増田997	4,887	684	5,571
63230	太田熊谷線	_	6,532	913	7,445
63240	太田熊谷線	_	13,189	2,037	15,226
63500	美土里町新堀線	熊谷市新堀新田487-1	16,497	2,593	19,090

注)斜体は推計値を示す。

出典:「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」(令和3年7月閲覧、国土交通省)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

イ 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲における鉄道の状況は、図 3.1-7 に示すとおりである。 対象事業実施区域及びその周囲には、高崎線及び上越新幹線が通っており、対象事業 実施区域及びその周囲には高崎線の籠原駅がある。

対象事業実施区域及びその周囲の駅における乗車人員の推移は、表 3.1-10 に示すとおりである。令和元年度における籠原駅の乗車人員は 5,445,800 人であり、乗車人員の推移は、ほぼ横ばいとなっている。

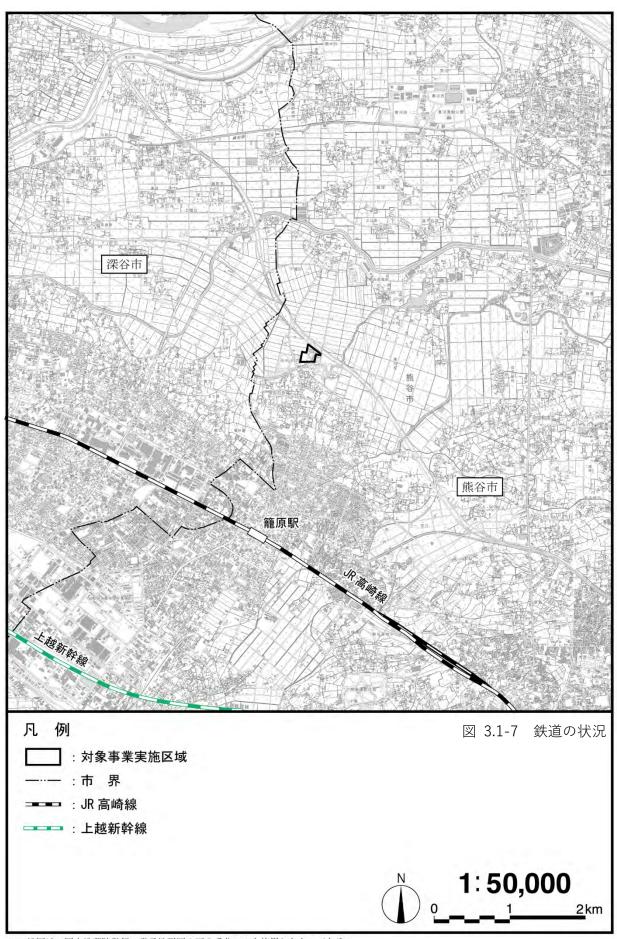
表 3.1-10 乗車人員の推移

単位:人

路線名	駅名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
JR東日本 高崎線	籠原駅	5,440,064	5,418,499	5,495,068	5,503,430	5,445,800

注)令和元年度の乗車人員は、1日平均乗車人員に年間日数(365日)を掛け、年間乗車人員としている。

出典:「平成28年~令和2年(2020年)埼玉県統計年鑑」(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

(5) 環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の状況

ア 環境保全上配慮が必要な施設

対象事業実施区域及びその周囲の環境保全上配慮が必要な施設の状況は、表 3.1-11 及 び図 3.1-8 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、幼稚園が 7 箇所、認定こども園が 1 箇所、小学校が 15 箇所、中学校が 9 箇所、高等学校が 5 箇所、保育園が 28 箇所、社会福祉施設が 13 箇所、病院が 8 箇所、図書館が 1 箇所存在する。

なお、対象事業実施区域に隣接する熊谷市立老人福祉センター別府荘については、老 朽化が進んでおり、新規に整備される市民プールである(仮称)アクアピア2に機能移転 され、2029 年度までに除却される計画である。

表 3.1-11(1) 環境保全上配慮が必要な施設の状況

No.	区分	名称	住所
1	幼稚園	篭原若竹幼稚園	熊谷市籠原南1-134
2		東漸寺幼稚園	熊谷市石原334
3		西妻沼幼稚園	熊谷市永井太田1241-2
4		妻沼幼稚園	熊谷市妻沼1627-2
5		明戸幼稚園	深谷市蓮沼413
6		常盤幼稚園	深谷市常盤町58-2
7		幡羅幼稚園	深谷市東方町3-25-1
8	認定こども園	三尻こども園	熊谷市拾六間字芝付419
9	小学校	大幡小学校	熊谷市代681
10		玉井小学校	熊谷市高柳116-1
11		別府小学校	熊谷市西別府29-1
12		三尻小学校	熊谷市三ヶ尻2862-1
13		奈良小学校	熊谷市下奈良561-3
14		籠原小学校	熊谷市新堀1143
15		新堀小学校	熊谷市新堀182
16		妻沼小学校	熊谷市妻沼1492
17		男沼小学校	熊谷市妻沼台137-1
18		太田小学校	熊谷市八木田5
19		妻沼南小学校	熊谷市弥藤吾704
20		明戸小学校	深谷市蓮沼413
21		幡羅小学校	深谷市東方町3-25-1
22		常盤小学校	深谷市常盤町58-2
23		上柴東小学校	深谷市上柴町東5-9-1

表 3.1-11(2) 環境保全配慮が必要な施設の状況

No.	区分	名称	住所
24	中学校	玉井中学校	熊谷市久保島888
25		別府中学校	熊谷市西別府1817
26		三尻中学校	熊谷市三ヶ尻2743
27		奈良中学校	熊谷市上奈良1038
28		大幡中学校	熊谷市原島834-1
29		妻沼西中学校	熊谷市弥藤吾2539-2
30		明戸中学校	深谷市新井18
31		幡羅中学校	深谷市常盤町38
32		上柴中学校	深谷市上柴町西2-23-1
33	高等学校	熊谷高等学校	熊谷市大原1-9-1
34		熊谷工業高等学校	熊谷市小島820
35		熊谷西高等学校	熊谷市三ヶ尻2066
36		熊谷農業高等学校	熊谷市大原3-3-1
37		深谷第一高等学校	深谷市常盤町21-1

表 3.1-11(3) 環境保全上配慮が必要な施設の状況

No.	区分	名称	住所
38	保育園	玉井保育所	熊谷市玉井2105-1
39		籠原保育所	熊谷市新堀1124
40		第三なでしこ保育園	熊谷市円光2-10-10
41		第二なでしこ保育園	熊谷市柿沼955-2
42		しらこばと保育園	熊谷市玉井1154-3
43		ことぶき花ノ木保育園	熊谷市三ヶ尻1817
44		ことぶき乳児保育園	熊谷市三ヶ尻6338-2
45		ことぶきイーサイト保育園	熊谷市新堀713 イーサイト籠原3F
46		なでしこ家庭保育室 「わらべ」	熊谷市柿沼988-1
47		あかね保育園	熊谷市玉井2-32
48		もみの木共同保育所	熊谷市別府4-136
49		キッズハウス籠原保育室	熊谷市籠原南1-7-5
50		ことぶきつくし保育園	熊谷市籠原南1-91
51		奈良保育園	熊谷市中奈良1396-1
52		田島保育園	熊谷市田島7-3
53		道ヶ谷戸愛児園	熊谷市道ヶ谷戸211
54		篭原のこキッズ保育園	熊谷市籠原南1-133
55		サンキッズ保育ステーション	深谷市原郷2132 - 1
56		明戸保育園	深谷市蓮沼260
57		東光保育園	深谷市東方町3-13-3
58		さくら保育園	深谷市東方1792-2
59		あけぼの保育園	深谷市東方3700-3
60		東つばき保育園	深谷市上柴町東1-24-3
61		桃園第2ナーサリースクール	深谷市上柴町東5-15-9
62		栃の木保育園	深谷市上柴町東3-18-3
63		第2のぞみ保育園 キッズガーデン	深谷市上柴町東3-8-8
64		あおぞら保育園	深谷市原郷1137
65		深谷上柴保育園	深谷市上柴町東2-1-2

表 3.1-11(4) 環境保全上配慮が必要な施設の状況

No.	区分	名称	住所
66	福祉施設	愛心園	熊谷市上根268
67		はなぶさ苑	熊谷市玉井1145-1
68		永寿苑	熊谷市西別府1599-5
69		のぞみの里	熊谷市拾六間299-1
70		熊谷ホーム	熊谷市新堀1140
71		熊谷めぬまの郷	熊谷市飯塚1398-1
72		しあわせの里	熊谷市原井169
73		ケアハウスはなぶさ苑温泉	熊谷市玉井355
7.3		リハビリ館	
74		熊谷市立老人福祉センター	熊谷市西別府583-1
7 1		別府荘	
75		熊谷市立老人福祉センター	熊谷市弥藤吾1755
13		ひかわ荘	
76		深緑苑	深谷市江原570
77		あかつき	深谷市藤野木117
78		深谷市老人福祉センター福	深谷市沼尻482-1
10		寿荘	
79	病院	西熊谷病院	熊谷市石原572
80		籠原病院	熊谷市美土里町3-136
81		医療法人啓清会関東脳神経	熊谷市代1120
		外科病院	
82		深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1
83		医療法人良仁会桜ヶ丘病院	深谷市国済寺408-5
84		北深谷病院	深谷市江原350
85		医療法人邦央会楽仙堂病院	深谷市東方2100
86		医療法人葵深谷中央病院	深谷市原郷500
87	図書館	上柴図書館	深谷市上柴町西4-2-14
			(アリオ深谷 キララ上柴内)

出典:「埼玉県学校便覧」(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

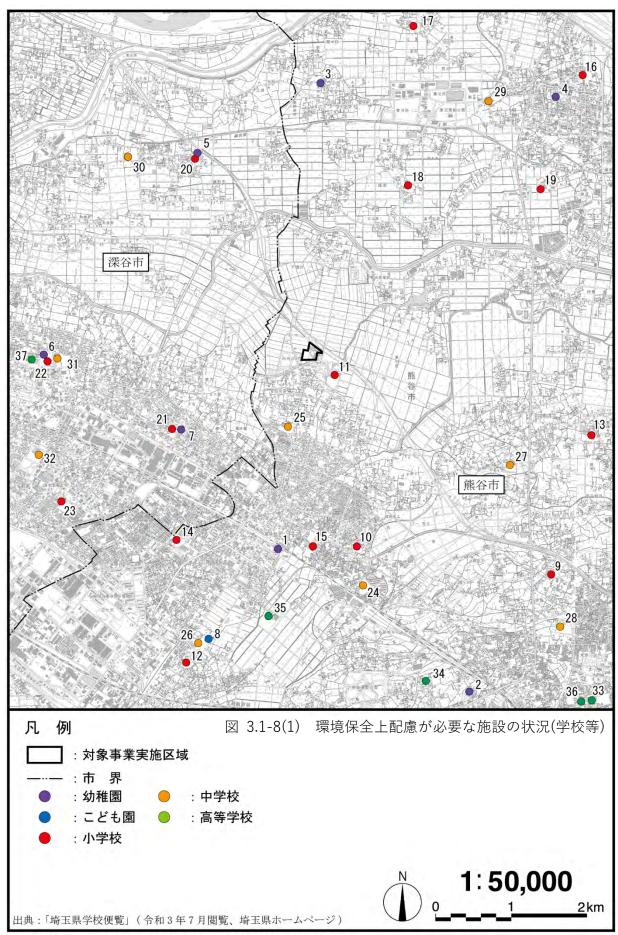
「埼玉県内の認可保育所(令和2年5月時点)」(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

「認可外保育施設について」(令和3年7月閲覧、深谷市ホームページ)

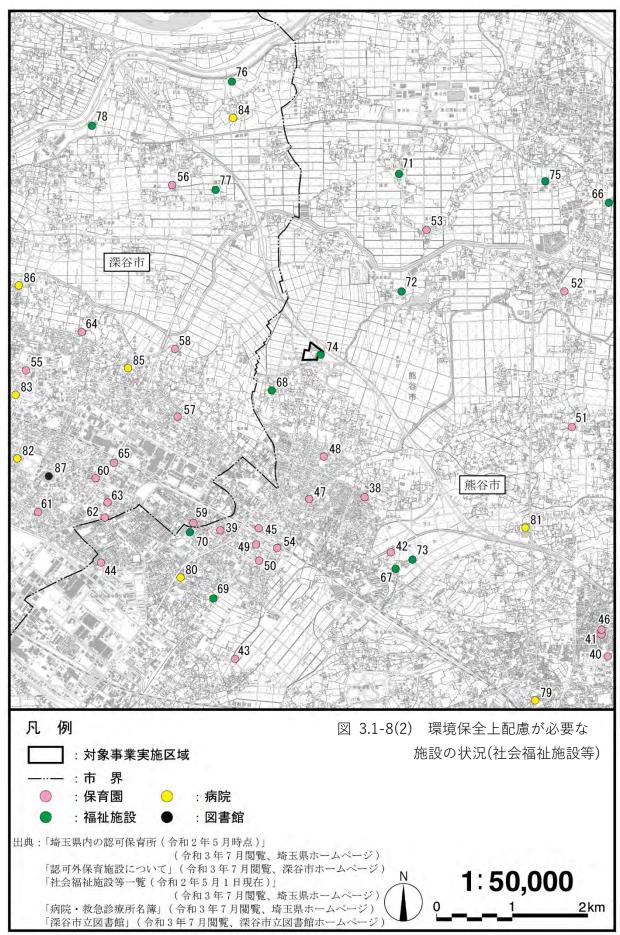
「社会福祉施設等一覧(令和2年5月1日現在)」(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

「病院・救急診療所名簿」(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

「深谷市立図書館」(令和3年7月閲覧、深谷市立図書館ホームページ)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。



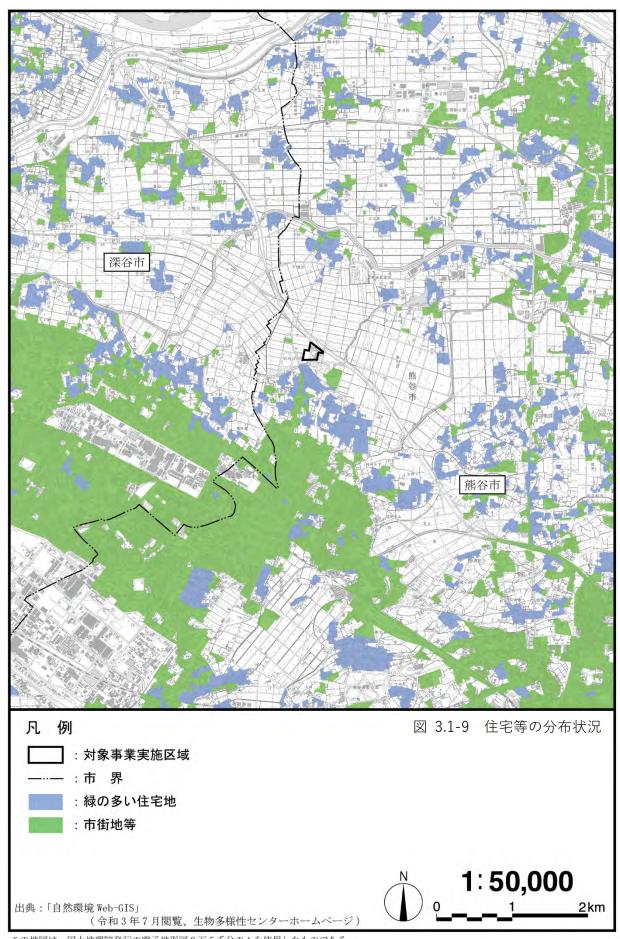
この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

イ 環境保全上配慮が必要な住宅

環境保全上配慮が必要な住宅としては、「都市計画法」(昭和 43 年、法律第 100 号)第 9 条において良好な住居の環境を保護するために定められた地域として、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域があげられる。

対象事業実施区域及びその周囲の都市計画法に基づく用途地域の指定状況は、図 3.1-4 に示すとおりであり、対象事業実施区域の南側約 1km には第 1 種低層住居専用地域がある。

また、対象事業実施区域及びその周囲における住宅の状況は、図 3.1-9 に示すとおりである。



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

(6) 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

ア 下水道

対象事業実施区域及びその周囲における、令和元年度末の公共下水道整備状況は、表 3.1-12 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する熊谷市における公共下水道普及率は45.2%である。また、深谷市における公共下水道普及率は58.6%である。

表 3.1-12 公共下水道整備状況

市名	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)
熊谷市	196,223	88,774	45.2
深谷市	143,097	83,819	58.6

注)行政人口は、令和2年3月末日現在の住民基本台帳人口である。

出典:「公共下水道整備状況一覧表」(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

イ し尿処理

(ア) 水洗化状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和元年度の水洗化状況は、表 3.1-13 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する熊谷市の水洗化率は 95.6%である。また、深谷市の水 洗化率は 95.9%である。

表 3.1-13水洗化状況

	総人口	水泡	先化人口(化人口(人)		非洗	浄化人口	(人)	非洗浄
市名		公共	洛ル捕	≑L	化率	計画	自家	≑L	化率
	(人)	下水道	浄化槽	計	(%)	収集	処理	計	(%)
熊谷市	196,957	83,196	105,143	188,339	95.6	8,618	0	8,618	4.4
深谷市	143,316	76,170	61,275	137,445	95.9	5,871	0	5,871	4.1

出典:「一般廃棄物処理事業の概況~令和元年度実績~」(令和3年6月、埼玉県環境部資源循環推進課)

(イ) し尿・浄化槽汚泥処理量

対象事業実施区域及びその周囲における令和元年度のし尿・浄化槽汚泥処理量は、表 3.1-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する熊谷市における総処理量は、79,905kL である。また、 深谷市における総処理量は 37,407kL である。

表 3.1-14 し尿・浄化槽汚泥処理量

単位:kL

		総処理量				理量				
市名			汲み取りし尿		浄化槽汚泥				自家処	
中有			処理施設の	下水道	その他		処理施設の	下水道	その他	理量
			処理量	投入量	その他		処理量	投入量	その他	埋里
熊谷市	79,905	20,327	20,327	0	0	59,578	59,578	0	0	0
深谷市	37,407	3,357	3,357	0	0	34,050	34,050	0	0	0

出典: 「一般廃棄物処理事業の概況~令和元年度実績~」(令和3年6月、埼玉県環境部資源循環推進課)

ウ ごみ処理

(ア) 関係市のごみ排出量

対象事業実施区域及びその周囲における令和元年度のごみ排出量は表 3.1-15 に、過去 5 年間のごみ排出量の推移は、図 3.1-10 に示すとおりである。

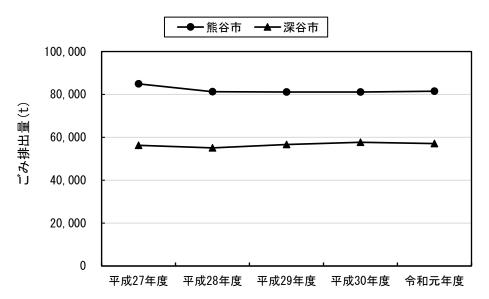
熊谷市のごみ排出量は 81,523t であり、内訳は収集ごみ量が 68,162t、直接搬入量が 10,634t、集団回収量が 2,727t である。また、深谷市のごみ排出量は 57,124t であり、内訳は収集ごみ量が 48,376t、直接搬入量が 5,908t、集団回収量が 2,840t である。

表 3.1-15 ごみ排出量

単位:t

			総排出量		
市名	市名		総搬入量		
			収集ごみ量	直接搬入量	集団回収量
熊谷市	81,523	78,796	68,162	10,634	2,727
深谷市	57,124	54,284	48,376	5,908	2,840

出典: 「一般廃棄物処理事業の概況~令和元年度実績~」(令和3年6月、埼玉県環境部資源循環推進課)



出典:「平成27年度~令和元年度一般廃棄物処理事業の概況」(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ) 図 3.1-10 ごみ排出量の推移

(イ) 1日当たりのごみ排出量

対象事業実施区域及びその周囲における令和元年度の 1 日当たりのごみ排出量は、表 3.1-16 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する熊谷市における 1 日当たりのごみ排出量は 223t であり、1 人 1 日当たりの排出量は 1,131g である。また、深谷市における 1 日当たりのごみ排出量は 157t であり、1 人 1 日当たりの排出量は 1,089g である。

1日当たりの 1人1日当たりの 市名 総排出量(t) 計画収集人口(人) 排出量(t) 排出量(g) 熊谷市 81,523 223 196,957 1,131 深谷市 57,124 157 1,089 143,316

表 3.1-16 1日当たりのごみ排出量

注)1日当たりの排出量は、総排出量を年間日数(365日)で割って算出している。

出典:「一般廃棄物処理事業の概況~令和元年度実績~」(令和3年6月、埼玉県環境部資源循環推進課)

(ウ) ごみ処理量

対象事業実施区域及びその周囲における令和元年度のごみ処理量は、表 3.1-17 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する熊谷市における総処理量は 78,776t であり、内訳は直接焼却量が 71,649t、直接焼却以外の中間処理量が 4,308t、直接資源化量が 2,714t、直接最終処分量が 105t である。また、深谷市における総処理量は 54,375t であり、内訳は直接焼却量が 48,399t、直接焼却以外の中間処理量が 3,983t、直接資源化量が 1,993t である。

表 3.1-17 ごみ処理量

単位:t

_							
			処理区分				
	市名	総処理量	直接焼却量	直接焼却以外の	直接資源化量	直接最終処分量	
			旦 按 於 却 里	中間処理量	但按 其你化里		
	熊谷市	78,776	71,649	4,308	2,714	105	
	深谷市	54,375	48,399	3,983	1,993	0	

出典:「一般廃棄物処理事業の概況~令和元年度実績~」(令和3年6月、埼玉県環境部資源循環推進課)

(工) 再生利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和元年度のごみ再生利用状況は、表 3.1-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域の位置する熊谷市における再生利用量は 16,656t であり、再生利用率は 20.4%である。また、深谷市における再生利用量は 12,858t であり、再生利用率は 22.5%である。

表 3.1-18 再生利用状況

		再生利	総処理量+	再生利用率		
市名		直接資源化量 中間処理後 集団回収量		作田同収 具	集団回収量	代生物用学
	旦按貝伽化里	再生利用量	朱凹凹収里	(t)	(70)	
熊谷市	16,656	2,714	11,215	2,727	81,503	20.4
深谷市	12,858	1,993	8,025	2,840	57,215	22.5

出典: 「一般廃棄物処理事業の概況~令和元年度実績~」(令和3年6月、埼玉県環境部資源循環推進課)

(7) 法令に拠る指定及び規制等の状況

ア 大気汚染

(ア) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年11月、法律第91号) に基づく「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)、「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月、環境庁告示第25号) は、表3.1-19に、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月、環境庁告示第4号) は表3.1-20に、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月、環境省告示第33号) は、表3.1-21に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月、法律第 105 号)に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11 年 12 月、環境庁告示第 68 号)は、表 3.1-22 に示すとおりである。

表 3.1-19 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が	<長期的評価>
(NO_2)	0.04ppmから0.06ppmま	1年間の測定を通じて得られた1日平均
	でのゾーン内又はそれ以	値のうち、低い方から数えて98%目に当た
	下であること。	る値(1日平均値の年間98%値)を環境基
		準と比較して評価を行う。
		なお、1日平均値の評価に当たっては、
		1時間値の欠測(異常値を含む)が1日
		(24時間)のうち4時間を超える場合には
		評価対象としない(以下、同じ)。
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が	<短期的評価>
	0.04ppm以下であり、か	連続して又は随時に行った測定結果よ
	つ、1時間値が0.1ppm	り、測定を行った日又は時間について環境
	以下であること。	基準と比較して評価を行う。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が	<長期的評価>
	10ppm以下であり、か	1年間の測定を通じて得られた1日平均
	つ、1時間値の8時間平均	値のうち、高い方から数えて2%の範囲に
	値が20ppm以下であるこ	ある測定値を除外した後の最高値(1日平
	と。	均値の年間2%除外値)を環境基準と比較
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が	して評価を行う。ただし、上記の評価方法
(SPM)	0.10mg/m³以下であり、	にかかわらず、環境基準を超える日が2日
	かつ、1時間値が	以上連続した場合には、非達成と評価す
	0.20mg/m ³ 以下であるこ	る。
	と。	
	1時間値が0.06ppm 以下	<短期的評価>
光化学オキシダント	であること。	連続して又は随時に行った測定結果より、
(Ox)		測定を行った時間について環境基準と比較
		して評価を行う。

出典:「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月、環境庁告示第38号)

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月、環境庁告示第25号)

「令和2年版埼玉県環境白書」(令和2年12月、埼玉県)

表 3.1-20 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m³ 以下であ	<長期的評価>
	ること。	同一地点で連続24時間サンプ
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m³ 以下である	リングした測定値(原則月1回以
	こと。	上)を算術平均した年平均値を
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m³ 以下である	環境基準と比較して評価を行
	こと。	う。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m³以下である	
	こと。	

出典:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月、環境庁告示第4号) 「令和2年版埼玉県環境白書」(令和2年12月、埼玉県)

表 3.1-21 微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	環境上の条件	評価方法
微小粒子状物質	1年平均値が15 μ g/m³ 以下で	<長期的評価>
(PM2.5)	あり、かつ、1日平均値が	測定結果の1年平均値を環境基準(長
	35μg/m³以下であること。	期基準)と比較して評価を行う。
		<短期的評価>
		1年間の測定を通じて得られた1日平均
		値のうち、低い方から数えて98%目に当
		たる値を環境基準(短期基準)と比較し
		て評価を行う。
		長期基準と短期基準の両方を満足した
		局について、環境基準が達成されたと評
		価する。

出典:「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月、環境省告示第33号) 「令和2年版埼玉県環境白書」(令和2年12月、埼玉県)

表 3.1-22 大気の汚染に係るダイオキシン類の環境基準

物質	基準値	評価方法
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m³以下	<長期的評価>
		同一地点における1年間のすべての検体の
		測定値の算術平均を環境基準と比較して評
		価を行う。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月、環境省告示第68号)

「令和2年版埼玉県環境白書」(令和2年12月、埼玉県)

(イ) 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

「大気汚染防止法」(昭和 43 年 6 月、法律第 97 号)では、廃棄物焼却炉のうち火格子面積が 2m²以上、または焼却能力が 1 時間当たり 200 kg以上である廃棄物焼却炉を「ばい煙発生施設」としており、廃棄物焼却炉から排出される排ガスの排出基準を定めている。また、廃棄物焼却炉から排出される排ガスには、埼玉県の指導方針による指導基準や埼玉県の条例による上乗せ基準が定められている。

a 硫黄酸化物に係る規制基準

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年 7 月、埼玉県条例 第 57 号)に基づく「ばい煙発生施設」及び「指定ばい煙発生施設」(廃棄物焼却炉のう ち焼却能力が 1 時間当たり 200 kg未満、かつ、火格子面積が 2m²未満)に係る硫黄酸 化物の K 値による排出基準は、表 3.1-23 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、100号地域の基準が適用される。

また、「大気汚染防止法」では、K値規制のみでは環境基準の確保が困難であると認められる地域について、総量規制と燃料使用規制が定められているが、対象事業実施区域は総量規制が適用されない地域に位置する。

大気汚染防止法埼玉県生活環境保全条例地域区分一般排出基準特別排出基準(新設・既設の区別なし)

17.5

表 3.1-23 Κ値による硫黄酸化物の排出基準

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成30年12月、埼玉県)

17.5

b ばいじんに係る規制基準

100号地域

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく、廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの排出基準は、表 3.1-24 に示すとおりである。

規模 排出基準 標準酸素濃度 種 類 (焼却能力) (On%) (g/m^3N) 4,000kg/時以上 新設 0.04 ば 平成10年7月2日以降に 2,000~4,000kg/時 0.08 ί J 煙 設置 2,000kg/時未満 0.15発生施設 既設 4,000kg/時以上 0.08 平成10年7月1日以前に 2,000~4,000kg/時 0.15 廃棄物焼却炉 設置 2,000kg/時未満 0.25 12 指定ばい煙発生施 新設 平成11年4月1日以降に 0.15 焼却能力 設置 200kg/時未満かつ 既設 火格子面積2m²未満 |平成11年4月1日以前に 0.25 設 設置

表 3.1-24 ばいじんの排出基準

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成30年12月、埼玉県)

c 窒素酸化物に係る規制基準

「大気汚染防止法」に基づく、廃棄物焼却炉から排出される窒素酸化物の排出基準及び「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」(昭和54年3月、埼玉県)に基づく窒素酸化物の指導基準は、表3.1-25に示すとおりである。

表 3.1-25 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

ばい煙発生施設		規 模 最大排出ガス量 (万m³N/時)	標準酸素 濃度 (On%)	排出基準 (ppm)	指導基準 (ppm)
	連続炉	4以上		250	180
廃棄物焼却炉		4未満	12	250	180
完果 初於47/7	光 露以身	4以上	12	250	180
	前項以外	4未満			180

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成30年12月、埼玉県)

d 有害物質(窒素酸化物以外)の排出基準と上乗せ基準

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく廃棄物焼却炉から排出 される有害物質(塩化水素)の排出基準及び上乗せ基準は、表 3.1-26 に示すとおりで ある。

表 3.1-26 有害物質(塩化水素)の排出基準及び上乗せ基準

ばい煙発生施設の種類		標準酸素濃度 (On%)	排出基準 (mg/m³N)	上乗せ基準 (mg/m³N)
	焼却能力 200kg/時以上	(700	500注)
廃棄物焼却炉	500kg/時未満	12		
	焼却能力 500kg/時以上		700	200注)

注)標準酸素濃度補正 (On=12%) による補正値

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成30年12月、埼玉県)

(ウ) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準は、表 3.1-27 に示すとおりである。また、廃棄物焼却炉の集じん器で集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む)を行う場合には、ダイオキシン類濃度を 3ng-TEQ/m³N 以下に処理する必要がある。

表 3.1-27 ダイオキシン類の排出基準

特定施設の該当規模要件		規模要件	標準酸素濃度	排出 (ng-TE)	
種類			(On%)	新設	既設
	焼却能力が	焼却能力4t/時以上		0.1	1
廃棄物焼却炉	50kg/時以上または	焼却能力 2t/時以上~4t/時未満	12	1	5
	八水面頂U.3III-以上	焼却能力2t/時未満		5	10

注1)廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上または焼却能力200kg時/以上)は、平成9年12月1日までに設置されたもの(設置工事をしているものを含む)が既設となる。

出典:「ダイオキシン類に関する規制について」(平成30年10月、埼玉県)

注2)複数の廃棄物焼却炉を設置している場合は、火床面積または焼却能力を合計して規模要件の当否を判断する。

(エ) 水銀の排出基準

平成 25 年 10 月の水銀に関する水俣条約の採択を受けて、水銀等の大気中への排出を規制するための「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(平成 27 年 6 月、法律第 41 号)(以下「改正法」という。)をはじめ「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(平成 28 年 9 月、環境省令第 22 号)(以下「改正規則」という。)等が制定、公布されている。

本改正規則に基づく廃棄物焼却炉から排出される水銀の排出基準は、表 3.1-28 に示すとおりである。

標準酸素 排出基準 対象施設 $(\mu \, g/m^3N)$ 施設規模 濃度 (On%) 新設 既存 ①廃棄物焼却炉(専ら自ら産業廃棄物の処 分を行う場合であって、廃棄物処理法施 火格子面積2m² 行令第7条第5号に規定する廃油の焼却 以上または焼却 炉の許可のみを有し、原油を原料とする 30 50 能力が200kg/時 精製工程から排出された廃油以外のもの 以上のもの。 12 を取り扱うもの及びこの表の②に掲げる ものを除く。) ②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け 産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り一裾切りなし 50 100 扱うもの

表 3.1-28 水銀の排出基準

出典:「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について」(平成28年9月、環水大大発第1609264号)

(オ) 自動車 NO_x・P M法等に基づく対策地域

対象事業実施区域及びその周囲である熊谷市及び深谷市は、「自動車から排出される 窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平 成4年6月、法律第70号)に基づく対策地域に定められている。対策地域では、排出 基準に適合しないトラック、バス、特殊自動車、ディーゼル乗用車は登録ができない。 また、「埼玉県生活環境保全条例」では県内全域を対象として県の粒子状物質排出基準 に適合しないディーゼル車の貨物、バス、特種自動車の運行禁止している。

イ 騒音

(ア) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月、環境庁告示第 64 号) は、表 3.1-29 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の用途地域の指定状況は、図 3.1-4 に示すとおりである。対象事業実施区域は、用途地域の定めのない区域のため、B 類型の基準が適用される。

表 3.1-29(1) 騒音に係る環境基準

	<u>1-1</u>		基	準値	
	地域の類型/該当地域		昼間	夜間	
		第1種低層住居専用地域			
		第2種低層住居専用地域			
	A	田園住居地域			
		第1種中高層住居専用地域			
		第2種中高層住居専用地域	55dB以下	45dB以下	
		第1種住居地域			
般地	В	第2種住居地域			
地域	D	準住居地域			
		用途地域の定めのない地域			
		近隣商業地域			
	C	商業地域	60dB以下	50dB以下	
		準工業地域	OO(ID)从上	200DW L	
		工業地域			

注)時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする

出典: 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示第64号)

「熊谷市告示(乙)第70号」(平成24年3月)

「深谷市告示第77号」(平成24年3月)

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。) については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.1-29(2) 騒音に係る環境基準

	世代の区人	基準値		
	地域の区分		夜間	
道路に面する	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下	
地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下	

備考)車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分を いう。

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示第64号)

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表 の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3.1-29(3) 騒音に係る環境基準

基準値					
昼間	夜間				
70dB以下	65dB以下				

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間45dB以下、夜間40dB以下)によることができる。

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示第64号)

(イ) 騒音規制法等に基づく規制基準及び指定地域

a 特定工場等及び指定騒音施設並びに作業場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月法律第 98 号) に定める「特定工場等」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める「指定騒音施設」並びに「規制対象作業場等」の騒音に係る規制基準は、表 3.1-30 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲である熊谷市及び深谷市は全域が規制地域である。 対象事業実施区域は用途地域の定めのない区域であるため、第2種区域に該当する。

表 3.1-30 特定工場等及び指定騒音施設並びに作業場等に係る騒音の規制基準

			時間区分				
	区域区分	朝	昼間	夕	夜間		
		6時~8時	8時~19時	19時~22時	22時~6時		
	第1種低層住居専用地域						
	第2種低層住居専用地域						
第1種区域	田園住居地域	45dB	50dB	45dB	45dB		
	第1種中高層住居専用地域						
	第2種中高層住居専用地域						
	第1種住居地域						
	第2種住居地域		55dB	50dB			
第2種区域	準住居地域	50dB			45dB		
	用途地域の定めのない地域						
	都市計画区域外 (一部地域)						
	近隣商業地域						
第3種区域	商業地域	60dB	65dB	60dB	50dB		
	準工業地域						
第4番区域	工業地域	65dB	70dB	65dB	60dB		
第4種区域	工業専用地域 (一部地域)	OULD	700D	OUUD			

注1)表に掲げた値は、工場・事業場及び屋外作業場の敷地境界における基準値である。

注2)規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

注3)学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする(第1種区域は除く)。

出典:「工場・事業場等の騒音・振動規制」(平成30年10月、埼玉県)

「熊谷市告示(乙)第49号」、「熊谷市告示(乙)第50号」(平成19年4月)

「深谷市告示第74号」(平成24年3月)

b 特定建設作業に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」に定める「特定建設作業」に係る騒音の規制基準は、表 3.1-31 に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の定めのない区域であるため、1号区域に該当する。

表 3.1-31 特定建設作業に係る騒音の規制基準

	区域の区分		作業禁止 時 間	最大作業 問	最大作業 日 数	作 業 禁止日
1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第1種住居地域 第2種住居地域 第2種住居地域 遊業地域 商業地域 商業地域 直業地域 可定めのない地域 都市計画区域外(一部地域) 上記区域外の区域で、学校、保育 所、病院、有床診療所、図書館及 び特別養護老人ホーム、幼保連携 型認定こども園の周囲おおむね 80m以内の区域	85dB	19時~7時	10時間/日	連続6日	日曜・休日
2 号区域	工業地域工業専用地域		22時~6時	14時間/日		

注1)基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注2)規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

出典:「建設作業の騒音・振動規制」(平成30年10月、埼玉県)

「熊谷市告示(乙)第49号」、「熊谷市告示(乙)第51号」(平成19年4月)

「深谷市告示第75号」(平成24年3月)

c 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は、表 3.1-32 に示すとおりである。

対象事業実施区域の北側は一般国道 17号 (バイパス) に接するほか、対象事業実施 区域南側に一般県道原郷熊谷線及び一般国道 17号が、西側に一般県道新堀尾島線が位 置している。これら一般国道、県道では、道路沿道は幹線交通を担う道路に近接する空 間(特例)の基準値が適用される。

表 3.1-32 自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼間 6時~22時	夜間 22時~6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB (75dB)	55dB (70dB)
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB (75dB)	65dB (70dB)
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB (75dB)	70dB (70dB)

- 注1) () の数値は幹線道路を担う道路に近接する区域に係る要請限度(特例)である。
- 注2) 区域の区分は次に示すとおりである。

a区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域

b区域:第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

c区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典:「令和2年度版 埼玉県環境白書」(令和2年12月、埼玉県)

「熊谷市告示(乙)第71号」(平成24年3月) 「深谷市告示第76号」(平成24年3月)

ウ振動

(ア) 振動規制法等に基づく規制基準及び指定地域

「振動規制法」(昭和 51 年 6 月、法律第 64 号) に定める「特定工場等」及び「埼玉県生活環境保全条例」に定める「指定振動施設」並びに「規制対象作業場等」の振動に係る規制基準は、表 3.1-33 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲である熊谷市及び深谷市は全域が規制地域である。 対象事業実施区域は用途地域の指定のない区域であるため、第1種区域に該当する。

表 3.1-33 特定工場等及び指定振動施設並びに作業場等に係る振動の規制基準

			進値	
区域の区分		昼間	夜間	
		8時~19時	19時~8時	
	第1種低層住居専用地域			
	第2種低層住居専用地域			
	田園住居地域			
	第1種中高層住居専用地域			
笠1種豆材	第2種中高層住居専用地域	60dB	55dB	
第1種区域	第1種住居地域	OUQD	apcc	
	第2種住居地域			
	準住居地域			
	用途地域の指定のない地域			
	都市計画区域外 (一部地域)			
	近隣商業地域			
笠2種豆量	商業地域準	65dB	60dB	
第2種区域	準工業地域	OOUD	DUUD	
	工業地域			

- 注1)表に掲げた値は、工場・事業場及び屋外作業場の敷地境界における基準値である。
- 注2) 規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。
- 注3) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする(第1種区域は除く)。
- 出典:「工場・事業場等の騒音・振動規制」(平成30年10月、埼玉県)

「熊谷市告示(乙)第52号」、「熊谷市告示(乙)第53号」、「熊谷市告示(乙)第54号」(平成19年4月) 「深谷市告示第78号」、「深谷市告示第79号」(平成24年3月)

(イ) 特定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法」に定める「特定建設作業」に係る振動の規制基準は、表 3.1-34 に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の定めのない区域であるため、1号区域に該当する。

表 3.1-34 特定建設作業に係る振動の規制基準

	ロはのロハ	甘淮広	作業禁	禁止 最大作業		最大	作業	作	業	
	区域の区分	基準値	時	間	時	間	日	数	禁止	:日
1号 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 開住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域 第2種住居地域 第2種住居地域 遊隣商業地域 商業地域 商業地域 商業地域 不計画区域外(一部地域) 上記区域外の区域で、学校、 保育所、病院、有床診療所、 図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定ことも園 の周囲おおむね80m以内の区域 域域	75dB	19時~	7時	10時間	引/日	連続	.6日	日曜・	休日
2号 区域	工業地域 工業専用地域		22時~	6時	14時間	引/日				

注1)基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注2)規制区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

出典:「建設作業の騒音・振動規制」(平成30年10月、埼玉県)

「熊谷市告示(乙)第52号」、「熊谷市告示(乙)第53号」(平成19年4月)

「深谷市告示第78号」、「深谷市告示第79号」(平成24年3月)

(ウ) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表 3.1-35 に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の定めのない区域であるため、第1種区域に該当する。

表 3.1-35 道路交通振動の要請限度

	区域の区分		区分
			夜間
		8時~19時	19時~8時
	第1種低層住居専用地域		
	第2種低層住居専用地域		
	田園住居地域		
	第1種中高層住居専用地域		
第1種区域	第2種中高層住居専用地域	65dB	60dB
第1 性 区以	第1種住居地域	озав	OUUD
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の指定のない地域		
	都市計画区域外(一部地域)		
	近隣商業地域		
第2種区域	商業地域準	70dB	65dB
7942性区以	準工業地域	luad	duco
	工業地域		

注1)振動の測定場所は、道路の敷地の境界とする。

注2)区域は、原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めているが、一部異なる地域がある。

注3)学校、病院等特に静穏を必要とする施設周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から5dB 減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部または一部における夜間の第1種区域の限度は夜間 の第2種区域の値とすることができる。

出典:「振動規制法施行規則」(昭和51年11月、総理府令第58号)の別表第2

「熊谷市告示(乙)第72号」(平成24年3月)

「深谷市告示第81号」(平成24年3月)

工 悪臭

(ア) 悪臭防止法等に基づく規制基準及び指定地域

埼玉県では、「悪臭防止法」(昭和46年6月、法律第91号)に基づき規制地域が指定されており、対象事業実施区域及びその周囲においては臭気指数規制が行われており、対象事業実施区域の位置する熊谷市は基準値1、深谷市は基準値2による規制がされている。

臭気指数規制基準は、表 3.1-36 及び表 3.1-37 に示すとおりである。

表 3.1-36 臭気指数による規制基準(敷地境界)

区域区分		基準値	
		基準値1	基準値2
A区域	B,C区域を除く区域	臭気指数15	臭気指数15
B区域	農業振興地域	臭気指数18	臭気指数21
C区域	工業地域・工業専用地域	臭気指数18	臭気指数18

出典:「悪臭規制について」(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)

表 3.1-37 臭気指数による規制基準(煙突等の排出口)

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出する。

<悪臭防止法施行規則第6条の2第1項第1号排出口の実高さが15m 以上の施設>

次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。

 $qt = 60 \times 10^{A} \div F_{max}$ $A = L \div 10 - 0.2255$

これらの式において、qt、F_{max}及びLはそれぞれ次の値を表すものとする。

qt:排出ガスの臭気排出強度(単位:m³N/分)

 F_{max} : 別表第3に定める式により算出されるF(x)(臭気排出強度 $1m^3N$ /秒に対する排出口からの風下距離x(単位:m)における地上での臭気濃度)の最大値(単位: $/m^3N$)。

ただし、F(x)の最大値として算出される値が1を排出ガスの流量(単位: $m^3N/$ 秒)で除した値を超えるときは、1を排出ガスの流量で除した値とする。

L:敷地境界における規制基準

別表第3

 $F(x) = (1 \div (3.14 \times \sigma_y \times \sigma_z)) \times exp(-(He(x))^2 \div (2 \times \sigma_z^2))$

備考

この式において、x、 σ_v 、 σ_z 、及びHe(x)は、それぞれ次の値を表すものとする。

X:排出口からの風下距離(単位:m)

- σ_y:環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下 距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅(単位:m)
- σ_z:環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下 距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅(単位:m)
- He(x):次式により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ(単位:m)。ただし、次式におけるHiと Δ Hdの和が周辺最大建物の高さの0.5倍未満となる場合、 Δ 0m。
- He (x) = Hi + Δ H + Δ Hd

この式において、Hi、ΔH及びΔHdは、それぞれ次の値を表すものとする。

Hi:第2項に掲げる方法により算出される初期排出高さ(単位:m)

ΔH:環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ(単位:m)

ΔHd: 次表の上欄に掲げる初期排出高さの区分ごとに同表の下欄に掲げる式により算出される周 辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ(単位: m)

Hi が Hb 未満の場合	-1.5Hb
Hi が Hb 以上 Hb の 2.5 倍未満の場合	Hi-2.5Hb
Hi が Hb の 2.5 倍以上の場合	0

この表において、Hi は第 2 項に掲げる方法により算出される初期排出高さ(単位:m)を、Hb は周辺最大建物の高さ(単位:m)を表すものとする。

出典:「悪臭防止法施行規則」(昭和47年5月、総理府令第39号)

才 水質汚濁

(ア) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準」(昭和 46 年 12 月、環境庁告示第 59 号) は表 3.1-38 及び表 3.1-39 に、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成 9 年 3 月、環境庁告示第 10 号) は、表 3.1-40 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」は、表3.1-41 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲を流れる河川のうち、生活環境の保全に関する環境 基準の河川の類型の指定状況は、北側を流れる利根川で一般 A 類型、生物 B 類型、小 山川及び福川で一般 B 類型、生物 B 類型である。

表 3.1-38 水質汚濁に係る環境基準 (人の健康の保護に関する環境基準)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下(令和4年4月1日以降、0.02mg/L以下)
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
РСВ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
/#: + y	

- 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2.「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月、環境庁告示第59号)

表 3.1-39(1) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準)

類型	利用目的の 適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級(自然環境保全及 びA以下の欄に掲げるも の)	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級(水産1級水浴及び B以下の欄に掲げるもの)	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100 mL以下
В	水道3級(水産2級及びC以 下の欄に掲げるもの)	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100 mL以下
С	水産3級(工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの)	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	_
D	工業用水2級(農業用水及び E以下の欄に掲げるもの)	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	_
Е	工業用水3級(環境保全)	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L以上	_

- 1.基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2.農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3.水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動 的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに 進ずる。)。
- 4.最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml.....のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移植し、35~37°C、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

- 注) 利用目的の適応性は、次の示すとおりである。
- 1.自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2.水 道 1級:ろ過による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水 道 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水 道 3級:前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの
- 3.水 産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 水 産 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 水 産 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4.工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級:薬品注入等による高度な浄水操作を行うもの
 - 工業用水3級:特殊な浄水操作を行うもの
- 5.環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度
- 出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月、環境庁告示第59号)

表 3.1-39(2) 水質汚濁に係る環境基準(大腸菌数:令和4年4月1日以降適用)

類型	利用目的の適応性	大腸菌数環境基準値 [90%水質値]	基準値の導出方法
	1 N/2 1 Pm		
AA	水道1級	20 CFU/100mL	・水道1級の水道原水及び自然環
	自然環境保全	以下備考2	境保全の実態から基準値を導出
	及びA以下の欄に掲げるもの		
A	水道2級	300 CFU/100ml	・水道2級の水道原水の実態及び
	水浴	以下	諸外国における水浴場の基準値等
	及びB以下の欄に掲げるもの		を参考に基準値を導出
В	水道3級	1,000 CFU/100ml	・水道3級の水道原水の実態から
	及びC以下の欄に掲げるもの	以下	基準値を導出

- 1 大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 水道 1 級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大 腸菌数 $100\,\mathrm{C}\,\mathrm{F}\,\mathrm{U}/100\,\mathrm{ml}\,\mathrm{U}$ 下とする。
- 3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、 海域もこれに準ずる。)。
- 4 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

出典:「水質汚濁に係る環境基準の見直しについて(お知らせ)」(令和3年10月7日、環境省)

表 3.1-39(3) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準)

			環境基準	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温 域を好む水生生物及びこれらの 餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好 む水生生物及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、 生物Bの欄に掲げる水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必要な 水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

注)基準値は、年間平均値とする(湖沼もこれに準ずる)。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月、環境庁告示第59号)

表 3.1-40 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下(令和4年4月1日以降、0.02mg/L以下)
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

- 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K 0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 K 0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と 規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月、環境庁告示第10号)

表 3.1-41 水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値	
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下	
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	

- 1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に 換算した値とする。
- 2.大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とす る。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月、環境庁告示第68号)

(イ) 水質汚濁防止法等に基づく排出基準及び指定地域

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年 12 月、法律第 138 号)では、一般廃棄物処理施設であり 1 時間あたりの処理能力が 200kg 以上または火格子面積が 2m²以上の焼却施設を「特定施設」としており、施設から排出される排水の排出基準を定めているほか、埼玉県の条例による上乗せ排出基準が定められている。排水基準は表 3.1-42 及び表 3.1-43 に上乗せ排水基準は表 3.1-44 に示すとおりである。

また、「水質汚濁防止法」に基づく排水基準のみでは環境基準の確保が困難であると 認められる閉鎖性水域(東京湾ほか)では総量規制が定められている。

総量規制は指定地域に所在する特定事業場のうち日平均排水量 50m³以上のものに 総量規制が適用されるが、対象事業実施区域は指定地域に位置していないため総量規 制は適用されない。

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却炉から排出される排水に適用される排出基準は、表 3.1-45 に示すとおりである。

表 3.1-42 排水基準(有害物質)

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
全シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物	1/I
(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	$0.005 \mathrm{mg/L}$
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう及びその化合物(海域以外の公共用水域)	10mg/L
ふっ素及びその化合物(海域以外の公共用水域)	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L ^{注)}
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

1.「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2.砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

注)アンモニア性窒素に0.4を乗したものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計とする。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年6月、総理府令第35号)

表 3.1-43 排水基準(生活環境項目)

項目	許容限度
水素イオン濃度(海域以外の公共用水域)	5.8以上·8.6以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質量(SS)	200mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	$2 { m mg/L}$
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	$2 { m mg/L}$
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm3
窒素含有量	120mg/L(日間平均60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)

- 1.「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2.この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m3以上である工場または事業場に 係る排出水について適用する。
- 3.水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を 掘採する鉱業を含む。)に属する工場または事業場に係る排出水については適用しない。
- 4.水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5.生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水 に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限 って適用する。
- 6.窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年6月、総理府令第35号)

表 3.1-44 排水基準 (上乗せ排水基準)

単位:mg/L

特定施設	生物化学的酸素要求量	浮遊物質量	フェノール類含有量
焼却施設	25 (日間平均20)	60 (日間平均50)	1

出典:「工場・事業場等排水の水質規制」(令和3年5月、埼玉県)

表 3.1-45 ダイオキシン類の排出基準

特定施設	基準値
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを	
処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん装置	10 TEO/I
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の	10pg-TEQ/L
貯留施設であって、汚水等を排出するもの	

出典:「ダイオキシン類に関する規制について」(平成30年10月、埼玉県)

(ウ) 土木建設作業に伴う汚水等の基準

「埼玉県生活環境保全条例」では、指定土木建設作業に伴い排出する汚水等の基準が 定められている。作業において汚水等を排出する場合は、表 3.1-42 に示す排水基準(有 害物質)及び表 3.1-46 の基準が適用される。

表 3.1-46 指定土木建設作業に係る排水基準

項目	基準値
水素イオン濃度	5.8~8.6
浮遊物質量	180 (日間平均 150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油類含有量)	5mg/L

出典:「工場・事業場等排水の水質規制」(令和3年5月、埼玉県)

カ 土壌汚染

(ア) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年8月、環境庁告示第46号)は表3.1-47に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」は、表3.1-48に示すとおりである。

表 3.1-47 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地におい	
	ては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限	
	る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未	
	満であること。	
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)		
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	
借老		

- 1.環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1 L につき0.03mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液1 L につき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4.有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の 濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典:「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年8月、環境庁告示第46号)

表 3.1-48 土壌中のダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出
		し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定
		する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベン
		ゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンをい
		う。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルを
		それぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジ
		ベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併
		用して測定するものに限る。)

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び 土壌の汚染に係る環境基準 | (平成11年7月、環境庁告示第68号)

(イ) 土壌汚染対策法等に基づく土壌の汚染状態の基準

「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月、法律第 53 号)では土壌の汚染状態の基準が表 3.1-49 に示すとおり定められており、「埼玉県生活環境保全条例」においても、土壌汚染基準(法と同様の土壌溶出量基準及び土壌含有量基準)を定めている。

表 3.1-49 土壌の汚染状態の基準

Λ	特定有害物質	基準値		
分類		(地下水の摂取などによるリスク) 土壌溶出量基準	(直接摂取によるリスク) 土壌含有量基準	
	クロロエチレン	0.002mg/L以下	-	
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	-	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	-	
第	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	-	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	-	
種特定有害物質	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	-	
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	-	
害物	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	-	
質	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	-	
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	-	
	ベンゼン	0.01mg/L以下	-	
	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下	
第	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアン 50mg/kg以下	
第二種特定有害物質	水銀及びその化合物	総水銀:0.0005mg/L以下 アルキル水銀:検出されないこと	15mg/kg以下	
定有	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	
害物	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	
質	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	
	ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下	
	シマジン	0.003mg/L以下	-	
有害物質	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	-	
	チウラム	0.006mg/L以下	-	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	-	
	有機リン化合物	検出されないこと	-	

- 1.土壌溶出量基準は26の特定有害物質すべてについて、土壌含有量基準は「第二特定有害物質」の9物質に限り定め られている。
- 2.土壌溶出量基準は、「土壌の汚染に係る環境基準」の表の「環境上の条件」の欄の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。
- 3.埼玉県生活環境保全条例に基づく土壌の汚染に係る基準についても、上と同じである。
- 4.クロロエチレンの基準値は、平成29年4月1日から適用。
- 5.従前のシス-1,2-ジクロロエチレンにトランス-1,2-ジクロロエチレンを追加して、併せて1,2-ジクロロエチレンとして規定(平成31年4月1日施行)。1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

出典:「令和2年版 埼玉県環境白書」(令和2年12月、埼玉県)

キ 地盤沈下

(ア) 工業用水法等に基づく規制基準及び指定地域

「工業用水法」(昭和 31 年 6 月、法律第 146 号)、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年 5 月、法律第 100 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく地下水採取規制地域は、図 3.1-11 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、埼玉県生活環境保全条例に基づく第一種指定地域である。



出典:「地下水採取規制について」(令和3年7月閲覧、埼玉県ホームページ)に対象事業実施区域を加筆 図 3.1-11 地下水採取規制地域図

ク景観

景観については「景観法」(平成 16 年 6 月、法律第 110 号)、「埼玉県景観条例」(平成 19 年 7 月、埼玉県条例第 46 号)、「埼玉県景観規則」(平成 19 年 11 月、埼玉県規則第 90 号)、「埼玉県景観計画」(平成 19 年 8 月、埼玉県)等により規制されている。

対象事業実施区域の位置する熊谷市は、「熊谷市景観計画」(平成31年4月改訂、熊谷市都市整備部都市計画課)が策定されており、市内の全域を景観計画区域としている。熊谷市景観計画では、市全域での良好な景観の形成に関する方針の大枠を示すものとしており、市民や地域等からの提案・合意形成、景観の変化の動向などに応じて、市民・事業者・行政等が共同して計画の充実を図っていくものとしている。

ケ 廃棄物

埼玉県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月、法律第 137 号) 及び「埼玉県生活環境保全条例」の規定に基づき、「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画(埼 玉県食品ロス削減推進計画)」(令和 3 年 3 月、埼玉県)を策定し、「持続可能で環境にやさ しい循環型社会」の実現を目指している。

大里広域市町村圏組合では、「大里広域市町村圏組合 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」 (令和 2 年 3 月、大里広域市町村圏組合)を策定し、生活環境の保全や一般廃棄物の適正 処理に向けた施策に取り組んでいる。

コ 地球温暖化

埼玉県では、地球温暖化対策の取り組みとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」 (平成10年10月、法律第117号)及び「埼玉県環境基本計画」(平成29年3月、埼玉県) に基づく、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」(令和2年3月、埼玉県環境部温 暖化対策課)を策定し、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比 26%削減する目標を示している。また、将来像として「脱炭素社会」及び「気候変動に適 応した持続可能な社会」の実現を目指すこととしている。

サ 自然関係法令等

対象事業実施区域及びその周囲における自然環境保全に係る法令等による指定状況は、表 3.1-50 に示すとおりである。

表 3.1-50 自然関係法令等に基づく指定の状況

地域その他の対象		指定の有無			
		対象事業		- 関係法令等	
		実施区域	周囲		
	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境	原生自然環境保全地域	×	×	卢
	保全地域	自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
		近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
自然	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
自然保護関連	NA PE	ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育て
護関			^		る条例
連		生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植
		杜明 /4 雑豆	×	~	物の種の保存に関する法律
	動植物保護	特別保護区 鳥獣保護区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	^ O	0	鳥獣の保護及び管理並びに狩 猟の適正化に関する法律
		指定猟法禁止区域	×	×	州の旭正化に関する伝律
		登録簿に挙げられている湿地	^	^	
		の区域	×	×	ラムサール条約
					急傾斜地の崩壊による災害の
	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	×	砂防法
_	土砂災害警戒区域		×	×	土砂災害警戒区域等における土砂
国十					災害防止対策の水深に関する法律
防災	保安林		×	×	森林法
連	河川区域		×	×	河川法
	河川保全区域		×	×	
	地下水採取規制区域		×	×	工業用水法
			×	×	建築物用地下水の採取の規制
					に関する法律
			0	0	埼玉県生活環境条例

(ア) 鳥獣保護区等

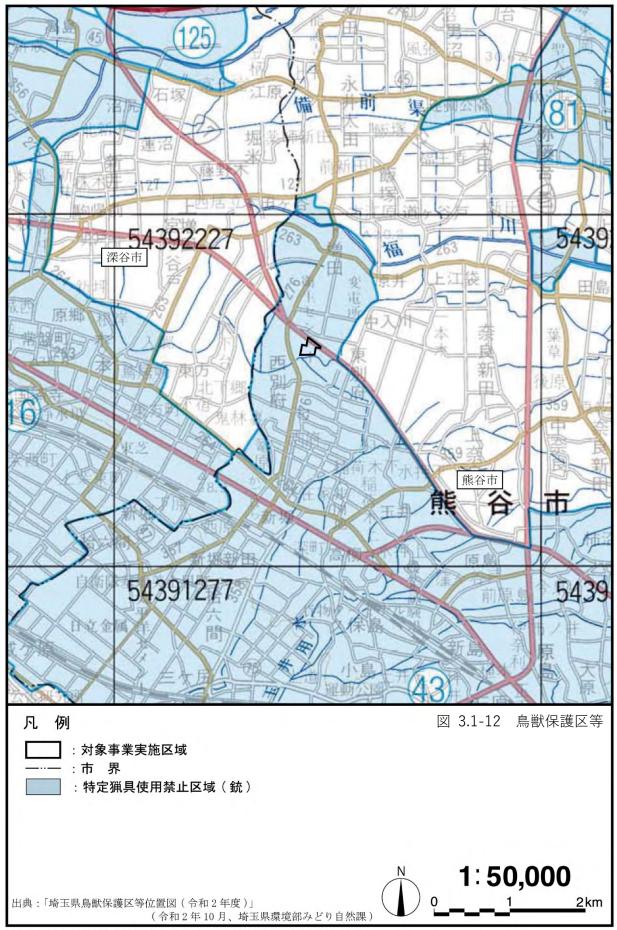
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月、法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区等の指定状況は、図 3.1-12 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、指定猟具使用禁止区域(銃)の指定がある。なお、対象事業実施区域は指定猟具使用禁止区域(銃)となっている。

(イ) 地下水採取規制区域

対象事業実施区域及びその周囲は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制地域である。

なお、対象事業実施区域は、生活環境保全条例に基づく指定地域(第一種指定地域)となっており(図 3.1-11 参照)、揚水機の吐出口の断面積の合計が6平方センチメートルを超える場合は知事の許可を必要とし、揚水機の吐出口の断面積の合計が6平方センチメートル以下の場合は、知事への届け出が必要となる。



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。